

三月朔日より八月晦日まで二十七日、九月朔日より二月晦日まで三十六時。同所の中飛脚、三月朔日より八月晦日まで三十九時、九月朔日より二月晦日まで五十一時。とあり。又早飛脚褒美之定書に、一時銀拾匁、二時拾五匁、三時二拾目、四時三拾目、五時五十目、六時五十目、七時六十目、八時七十目、九時八十目、十時八拾六匁。但し十時より上に而も十時之御褒美被下。右早飛脚に被遣もの御褒美、江戸・京同事に被下來候へども、向後此定金澤より江戸積にして、御國・他國とも道程に應じ割符致し、御褒美可被相渡。とあり。此の定は未三月十六日とありて年曆詳かならず。又割場格帳に、未之年御定之内に有之早飛脚御褒美銀、御國之内も江戸割を以て被下事。又御荷物早飛脚之時は、御定之刻十時より早く參着仕候時分、一人三拾目宛御褒美銀被下、十時より内は割を以て被下事。とあり。思ふに、舊藩中は京都・江戸への通信は、早飛脚を以て急用をば辨ずるのみなり。維新後電信・陸蒸汽等の辨用、其の急報従前と異なる事知るべし。

○主馬町

今上主馬町・下主馬町の二町とす。俗に主馬殿町と呼べり。按ずるに、改作所舊記に載せたる元祿五年二月の記に、主馬殿町足輕門内に安吉村三郎右衛門の馬を繋ぎ置ける處、上辰巳村の者を踏倒し、疵付きたるよし載せたり。此の時代主馬殿町と呼びたる事知られけり。舊傳に云ふ。昔藩士本庄主馬といふ人の居屋敷あり。故に町名に呼べりと。三州志囊囊餘考にも、本庄主馬は千八百石、元和六年の土帳に銃將とあり。後に乞散して京へ去る。今の金澤主馬町は即ち主馬の第地と云ふ。と載せたり。按ずるに、國事昌披問答に、主馬の妻は篠原出羽守の娘にて、主馬方へ來婚の時坂路を開きたり。故に嫁坂の名ありといへり。篠原氏の邸地は小立野出羽一番丁にて、主馬が邸地は今云ふ主馬町なるゆゑ也。又主馬は鐵炮頭なるに依りて、其の組子の鐵炮足輕共も主馬の邸地の邊に組地を賜はり、爰に居住せしにや。後々までも此の地邊多分輕卒の宅地と成りたり。

○本庄主馬傳

主馬が子孫金澤になきゆゑ、其の履歴詳かならず。慶長十七八年土帳に、千八百石本庄主馬助と見ゆ、元和元二年の

土帳には、鐵炮頭千八百石本庄主馬とあり。大坂夏陣の時銃將にて出軍したるよし、三壺記等に載せたり。可觀小説に云ふ。瑞龍公の時持筒足輕二組有之。其頭本庄主馬、河原兵庫其頭を勤め、一組百人宛ありて、一人三十五俵宛、小頭は五十俵下し賜はり、御徒者よりも上列也。平生の勤仕もなく、年中二三度宛人形を打ち、町を付ける迄なり。火事の時は石川・河北兩門に警固しけり。然るに微妙公の代に成り、二組共指止められ、不殘先手足輕に命ぜられ、二十九俵宛下さる。依りて不服の者共乞ふに任せ暇を賜はり、頭なる本庄主馬も、知行三千石拜領すといへども、是も祿を辭して京都へ退去すと。混見摘寫にも、本庄主馬、河原兵庫の組足輕は、平生は御奉公も不相勤、一年に二三度宛人形を打ち、町を付けるのみ。火事の時は、石川・河北兩御門の警固に罷出でたり。微妙公に成り、御持筒を御指止被成、右足輕共殘らず御先手に被成、二拾九俵宛被下たり。依之御斷申上げ御暇を願ふ者は、願之通り暇被下。此時御先手足輕八拾六組に被仰付。右之儀先年御尋有之といへども、歴々の内に覺え居たる者無之、足輕市嶋小平と申

者覺罷在り、委細申上げたり。本庄主馬は御知行三千石拜領罷在處、御暇申上げ、京都へ罷越に付、子孫無之、市嶋小平が子は久左衛門也。とあり。湯淺祇庸の藩國官職通考にも、瑞龍公御代持筒二組あり。其頭本庄主馬、河原兵庫勤之。主馬は三千石を領す。後組の者貶せらるゝを憤り、骸骨を乞うて京師へ去る。主馬が屋敷は犀川川上にあり。其の地をば即ち今に至り、主馬町或は主馬殿町と呼べり。是其の遺號なりと。

○主計橋

元祿六年の土帳に、今井次郎兵衛百姓町末主計殿橋。とあり。今此の橋名絶えて知る者なし。按ずるに、諸士系譜を考ふるに、今井次郎兵衛が父は源四郎とあり。延寶の金澤圖に、今井源四郎の居邸は、主馬町の入口にて、百姓町慶覺寺の尻地也。然れば今慶覺寺の横より主馬町への入口なる橋梁をば、そのかみ主計橋と呼べり。但し主計の名はいまだ詳かならず。追考すべし。右橋は百姓町の玄蕃川に架けたり。

○毛利隼之助書郎